



**Q** 親権 未成年の子の親権は夫婦が離婚協議をする際、自分たちでどちらかに決める。双方が親権を主張し、争いが生じた場合は、裁判所の指定を受け

ることもできる。親権者の判断では「子の意思」「監護の継続性（子の環境を変えないこと）」が重視される。特に幼児の場合、後者が重んじられる傾向が強い。

# こちら女 性編集室

最近 次女も嫁ぐこと  
になり、母子の粧をよう  
やく取り戻せたと実感し  
ている。毎回、時間を惜  
しむように話す娘たちを  
見て「自宅に泊めて、手  
料理を振る舞いながら思  
い付くままに話したい」  
という夢も膨らみ始め  
た。しかし、親権者でな  
いさゆりさんは、親であ  
つても、親ではない。実  
現するには、元夫の“許  
可”を得るか、再び会え  
なくなるリスクを覚悟し  
て調停を申し立てるしか

離婚

係が悪化し、5歳と2歳の娘を連れ実家に戻つた。春休みが明け、「幼稚園に行きたい」と言う長女がかわいそうで、迎えに来た夫に2人を渡した。しばらくして「親子4人だけで暮らしたい」と訴えようと自宅に戻つたが、夫に追い返された。別の日、娘の顔が見たくて習い事の会場に行くく

婚成立時に決まった「1カ月に1回」の面会交流は、約束に反して「半年に1回、2時間、公園で」とされ、娘のリュックに録音機が入っていたこともあつた。ある日、次女は面会交流に同伴した元最初に実家に帰った時、娘たちに着せていた服を見るさゆりさん。「会えないのが苦しくて、ずっと

を整え、離別親と子の絆も重視してきた。同条約を批准していないものの、いち早く共同親権を採り入れた米国は「隔週、2泊3日」の面会が主流といわれる。日本は94年に批准したが、現在も単独親権のまで、面会は「月1回、2時間」が多く、格段の差がある。「単独親権が、離別親を切り捨てる」と批判する声もある。

# 「わが子」に会いたい

ت

2

日本が先進諸国で唯一採用している「単独親権制」は離婚後、片方の親しか親権者になれない。面会交流の保障がない現状は、「親権を失えばわが子に会えなくなるかもしない」という懸念を生み、両親の親権争いは激化する。対立は離婚後も遺恨となり、面会交流の実現をさらに難しくしている。

家裁に調停を起こしたが決裂し、離婚は避けられなくなつた。親権争いは、その時に育ててている親が有利になる。さゆりさんが「あのまま娘と一緒に暮らしていれば、自分が親権者になれた」と気付いた時には遅かった。身を切られる思いだつた。事態を開拓するには、元夫について「親の適性がない」と批判を繰り返すしかなかつた。

夫の妹を「ママ」と呼び、さゆりさんには「おばちゃん」と言った。隣にいた長女は申し訳なさそうに沈黙した。

さゆりさんが面会交流を求めた審判は14年、「月1回6時間、母子のみで」と決定し、1年半ぶりに交流が再開した。すると、長女は覚えていると言わんばかりに冗舌に思い出を語り、「ママの気持ち、分かるよ」と言った。寂しさの中でも母を肯定しようとする、いちばな恩慕を感じた。

人間ドック  
女性健診  
特定健診  
一般健診

422-8033  
静岡市駿河区登呂3-1-1  
**静岡新聞社**  
電話<054>282-1111  
別冊 決め2,900円 本体 2,685円  
消費税 215円  
1部50円(消費税込み)  
©静岡新聞社 2016  
浜松総局 浜松市中区旭町11-1  
プレスタワー内  
電話<053>455-3355  
沼津総局 沼津市魚町1  
サンフロント内  
電話<055>962-0380

**Women's CHOICE**